



伊豆の国市商工会会報

E-mail izunokuni@dolphin.ocn.ne.jp

URL <http://www.izunokuni.org/>

TEL 055-949-3090(本所代表)

NO.9

発行 伊豆の国市商工会

発行人 会長 加藤 寛治

商工会活性化委員会 山本 正治

発行日 平成20年1月1日

年 頭 挨拶

「元気・活気・やる気」をモットーに



伊豆の国市商工会会長 加藤寛治

謹んで新春をお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年設立しました伊豆の国市商工会は、基本コンセプト「地域に密着し デイリーライフをサポートする商工会」「地域・会員と連携し地域の総合力を強化する商工会」を掲げ、スケールメリットを活かした組織力で、伊豆の国市の活性化に寄与できる地域総合経済団体を目指しています。

地域経済は地方分権の権限移譲により自助努力となり、地域経済の中核にある商工会は中小零細企業を対象とした経営支援を重点に、他行政との連携、地域との関わりにより、総合力をいかに発揮できるかが課題となっています。

商工会地域に於ける商工業者は中小零細企業が殆んどで地域間格差、大企業との規模的格差により厳しい経営環境に置かれ、地域の皆様にいかに ご愛顧戴くかがキーワードとなり、地域密着の事業展開が求められています。

地域の活性化には、商工業者が地域経済の担い手としての自負と前向きな事業展開が大切で、私は日頃より「元気・活気・やる気」をモットーとして「から元気」も元気の内と元気であることが商売の源と思っています。

伊豆の国市商工会は地域コーディネート機能を発揮し、定住促進や交流人口拡大に繋げる活動に取り組み、地域と協働で伊豆の国市の活性化に向けた活気ある商工会を目指します。

今後とも皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、本年も皆様のご健康とご多幸を祈念いたしまして年頭の挨拶といたします。



事業者の方 商工会に加入しませんか

厚生労働省が「サービス残業」防止の通達

残業代が払われないということは労働基準法違反

いま労働相談で、不当に辞めさせられた、有給休暇がとれない、残業をしても手当てが支払われない、といった働くルール（労働基準法）があるにも係わらず、そのルールが守られていないことに対するものが圧倒的に多い。どこの社会でもルールを守るのが「キホンのキ」であり、スポーツの世界でもレッドカードが示され即退場やオリンピックでもドーピングをすればメダルは剥奪されるのに、労働の分野ではルール破りが「競争力強化」に使われている。

社会経済生産性本部が1999年5月に発表した「労働時間短縮の雇用効果に関する調査」によれば、企業が残業（所定外労働時間）をなくした場合には約170万人、サービス残業をゼロにした場合では約90万人の雇用創出効果があると推計している。いいかえれば、サービス残業というルール破りによって90万人の雇用が奪われていることを示している。

このような現状のなかで、連合はサービス残業をなくす取り組みをすすめてきた。国会審議や旧中央労働基準審議会（現：労働政策審議会労働条件分科会）において「サービス残業」の防止策について、厚生労働省より指導徹底の通達を発すると答弁を引き出してきた。今回の通達は、これらをふまえて発された。

この通達（「基発第339号/平成13年4月6日」）は、サービス残業防止のための使用者による労働者の始業・終業時刻把握の徹底をねらいとして、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置」に関する基準を示すもので、主な内容は次のとおりである。

使用者は、労働者の労働日ごとの始業・就業時刻を確認し、記録する。就業・始業時間の記録は、使用者の現認、あるいはタイムカード、ICカードなどの客観的記録で行う。自己申告によって把握せざるをえない場合は、使用者は、労働時間を正しく記録し、必要に応じて実態調査を行うなど、実態との乖離がないかチェックを行う。また、事業所の時間外労働時間上限の設定が、労働者の適正な労働時間申告を阻害していないか確認する。労働時間の記録に関する書類は、労働基準法第109条に基づき、3年間保存する。通達では、新しい「基準」を周知するとともに、「基準」の遵守状況の点検確認、および自己申告制の不適正な運用による適正把握のない事業場への監督指導を行うとしている。さらに、労働基準法37条（割増賃金の支払）の重大悪質な違反事例には、「司法処分も含め厳正に対処する」としている。もし、あなたの職場で残業（時間外労働）しても手当てが払われない、実態がある場合には、お近くの労働基準監督署または、お近くの商工会に相談してみてください。

三島労働基準監督署	055-986-9100
伊豆の国市商工会(本所)	055-949-3090
(伊豆長岡支所)	055-948-5333
(大仁支所)	0558-76-3060

建築相談会を開催！

- どんな小さな工事でも修理でもお気軽にご相談下さい。
わが家の耐震診断してみませんか（平面図をご持参ください）
- 相談員が、的確なアドバイスを行います。
（関係資料をご持参ください）

開催日時 平成20年1月11日（金曜日） 18:00～20:30
開催場所 伊豆の国市商工会伊豆長岡支所（TEL055-948-5333）

特産品アイデア募集結果発表！

伊豆の国市商工会特産品開発委員会で募集しておりました、伊豆の国市の『おみやげ』アイデア募集に多数のご応募をいただきありがとうございました。
審査の結果、今回は残念ながら最優秀賞に該当するアイデアはありませんでしたが、優秀賞1名、アイデア賞13名を選出しました。

平成19年12月17日（月）伊豆の国市商工会館にて、各賞の表彰式を行いました。

優秀賞

受賞者：前田祐加 様 アイデア名：生イチゴちゅうちゅう

アイデア賞

南 綾乃 様	土屋和美 様	三浦文雄 様	足立ひで子 様
迫田和子 様	前迫優衣 様	土屋由里 様	布施ふみよ 様
工藤真枝 様	服部由妃 様	室伏智子 様	伊藤美知枝 様
野極尚子 様			

伊豆の国市社会福祉協議会主催講演会

入場無料

テーマ 「もうひとつの企業の使命！！ 雇用を通じて障害者支援とは」

日 時 平成20年1月24日（木） 午後1時から
講 師 坂本光司 氏（静岡文化芸術大学教授）
会 場 葦山福祉保健センター 2階 研修室
（市役所葦山支所庁舎横）
伊豆の国市四日町302-1 葦山支所庁舎西側

問合せ先 伊豆の国市社会福祉協議会 055-949-5818
伊豆の国市商工会 本所 055-949-3090

伊豆の国市商工会女性部 活動報告 2007.12.13

お正月に向けての植物の寄せ植え講習会と女性部の仲間たち

12月としては暖かく感じられた13日、葦山農村環境改善センター研修室において、グリーンレンタル万葉園の平井さんを講師に迎え、寄せ植え講習の実技を学びました。ミニバラやビオラを素焼きのポットに植え込み、組み紐や水引を使って正月の雰囲気をかもし出した内容になりました。本講習に参加した女性部員は高さが70センチを超えた寄せ植えを各自持ち帰り、飾られることでしょう。玄関先や事業にちょっと雰囲気の違う寄せ植えをたくさんの人と鑑賞しながら楽しみたいと思います。

女性部では常時一緒に活動を楽しんでいただける仲間を募集しています。お問い合わせは本所、各支所まで、ご連絡下さい。



NEED'S

新規 OPEN

売ります！買います！

家具・家電・ブランド品・引き出物・衣類
ブランド食器レトロ家具・おもちゃetc

出張見取り 無料！ 場所：伊豆の国市大仁463-1
大仁商店街（旧佐藤薬局）
TEL 0558-76-1030 携帯 090-9911-1233

